

令和7年10月21日  
東京都立立川学園校長  
市川 裕二

# あしたのために

## やえ部門中学部1年生のタッチ部門高等部見学

9月17日（水）、18日（木）に、タッチ部門高等部の作業学習を見学しました。事前学習では、中学部を卒業後、高等部を経て社会に出る（就労）をイメージし、見学に向けて「あいさつ」や「身だしなみ」を重点的に取り組みました。

高等部には、立川祭で販売される製菓を作る「食品」、革製品を作る「ものづくり／クラフト」の作業班があり、授業の開始から作業活動の準備などを見学しました。

作業で使用する物を自ら準備する姿や、真剣に取り組む姿を、中学生も真剣なまなざしで見学していました。

### 「食品」

授業開始後に行う身支度の様子や、挨拶の確認を見学しました。マドレーヌも見せていただきました。



### 「ものづくり／クラフト」

作業の役割や予定の確認、生徒同士で身支度のチェックをしている様子を見学し、完成した作品も見せていただきました。



## やえ部門進路講演会①（4回シリーズ）

9月10日に行われたやえ部門進路講演会では、武蔵台学園進路主幹の山本剛先生より高等部での進路指導についてのお話を伺いました。暑い中、ご参加くださった皆様、ありがとうございました。実施後のアンケートでは、「就労に関しては、ぼんやりとしてイメージしなかったのですが、かなりイメージできるようになりました」「まだ少し先のことだと思っていた進路について、今の生活の中でできることがたくさんあると気づかされました」「進路・社会に今後出ていく上で大切なことを、学校が家庭と一緒に考えて寄り添って動いてくれることに救われました。これからは頑張っていこうと思います」などのご感想が多数寄せられました。併せて寄せていただいたご質問について、次号以降3回に分けてお伝えしていきます。

### 福祉的就労の場 ～障害者総合支援法に基づく働く場～

#### （1）就労継続支援事業所

一般企業で働くことは難しくても、支援を得ながら働ける、働きながら自分の生活を充実させることができます。障害者総合支援法に基づく福祉サービスとして、就労継続支援事業（A型／B型）があります。

|        | A 型事業所                                                                          | B 型事業所                                                                |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 対象     | 一般企業での勤務が難しいが、一定の支援のもとで継続して働くことができる方                                            | 企業等で雇用契約を結んで働くことが困難な方                                                 |
| 特徴     | 一般就労に近い職場環境で、障害などに理解のある職場スタッフのサポートを受けながら働く。<br>事務的な内容から喫茶サービスや食品製造・販売に至るまでさまざま。 | 個々の実態に合わせた仕事内容や支援ツールが用意されている。<br>作業内容は受注作業、食品製造・販売、施設清掃など。行事も設定されている。 |
| 利用に際して | 雇用契約を結ぶ<br>→地域別の最低賃金が適用され、「給与」が支給                                               | 利用契約を結ぶ<br>→作業実績等に応じて「工賃」が支給                                          |
| 主な事業所  | 事業所数は多くない<br>精神障害者を主対象とする事業所が比較的多いが、聴覚障害者のみに特化した事業所はない                          | 各区市町村に複数の事業所がある。<br>知的障害者を主対象とする事業所が多い。<br>聴覚障害者に特化した事業所は極めて少ない。      |

A型とB型の一番の違いは、雇用契約を結ぶかになります。A型は雇用契約を結ぶため、「サポートを受けながらも、一定の作業水準を維持して働き、給与を得る働き方」になります。仕事内容は「喫茶店での接客」「工場のライン作業」「農作業」などになります。B型は雇用契約を結ばないため、「仕事を通して充実した生活を送り、地域の中で自分の目標をもちながら仕事をし、作業実績に応じて工賃を得る働き方」となります。仕事内容は、「会社の下請け作業」「パン・クッキーなどの製造」「清掃作業」などになります。

また、A型は雇用契約を結んでいるので、労災保険による給与の補償があります。それに対して、B型は事業所ごとの保険で補償されます。（工賃の補償はありません）

#### （2）就労移行支援と自立訓練

|          | 就労移行支援                                                       | 自立訓練（生活訓練）                               |
|----------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 目的       | 就職に必要な知識やスキル向上のためのサポートを行う。                                   | 生活能力の維持・向上等のためのサポートを行う。                  |
| 対象者      | 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害のある方。    | 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な障害のある方。     |
| サービスの内容等 | 一般就労等への移行に向けて事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し、就職後の職場定着のための支援等を行う。 | 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。 |
| 利用期間     | 2年以内                                                         | 原則2年以内<br>（長期入所者の場合は3年以内）                |
| 年齢制限     | 18歳～65歳未満                                                    | 18歳～65歳未満                                |